

施設等利用給付認定の手続きについて

令和7年度 施設等利用給付認定の申込について

幼児教育・保育の無償化の対象となるために、手続きが必要な場合があります。利用しているサービスや施設により、必要書類や受付場所が異なりますので、下記の表を参考に手続きをお願いします。

◎申込期限

認定開始希望月の前月20日頃まで(例:11月認定開始希望の場合→10月20日頃まで)

※上記以降でも申込みはできますが、結果のお知らせに時間を要する場合があります。

◎受付場所

	利用施設等	受付場所	認定区分
①	市内の認定こども園1号認定で入園し、預かり保育を利用している。	子育て支援課 (22番窓口)	新2号認定
②	認可外保育施設(認可外保育所、一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業)を利用している。	子育て支援課 (22番窓口)	新2号認定 新3号認定
③	新制度未移行の幼稚園(市外の私立幼稚園)、国立大学付属大学幼稚園、特別支援学校幼稚部を利用している。	学校教育課 (38番窓口)	新1号認定
④	上記③に入園し、さらに預かり保育も利用している。	学校教育課 (38番窓口)	新2号認定 (満3歳は 新3号認定)

※市外に住民票がある方で阿波市内の施設を利用されている場合は、住民票のある市町村で認定申請を行う必要があります。阿波市では手続きができませんので、ご注意ください。

申請に必要なもの(上記③は1・2・4、③以外は1～4)

- 1 印かん
- 2 施設等利用給付認定申請書兼現況届書・変更申請書
- 3 保育の必要性を証明する書類(申請書と同時に提出)(新2号・新3号の場合)

3ページ『施設等利用給付認定の認定要件(基準)について』をご覧ください。

※申請書(申込書)は、上記の証明の添付がない場合は受理できません。

- 4 マイナンバー関係書類(新規申込児のみ必要で継続児は必要ありません。)

阿波市では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条に基づき、申請書へ「個人番号(マイナンバー)」の記載が必要となっております。制度の趣旨を理解していただき、記載のご協力をお願いします。

■申請書の申込者(保護者)ご本人が窓口へ来られる場合

- ・ 保護者の番号確認のための書類(下記①参照)
- ・ 保護者の身元確認のための書類(下記②参照)

■代理人(保護者の配偶者や同一世帯の親族)の方が窓口へ来られる場合

- ・ 保護者の番号確認のための書類(下記①参照)
- ・ 代理人の身元確認のための書類(下記②参照)
- ・ 委任状 ※代理人の方が申請書を提出する場合は別紙の委任状を必ず提出してください。
配偶者・同一世帯の親族であっても委任状は必要です。

① 【番号確認のための書類一覧】…次に掲げる書類のうち、いずれか 1 点

○個人番号カード(マイナンバーカード)※	○通知カード
○個人番号が記載された住民票等	

※個人番号カードがあれば、番号確認と身元確認を1枚で行うことができます。

② 【身元確認のための書類一覧】

1点で身元が確認できるもの	2点で身元が確認できるもの
住基カード(顔写真あり) 運転免許証・運転経歴証明書 旅券(パスポート) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード・特別永住者証明書 その他官公署発行の写真付き身分証明書等で 「氏名」及び「生年月日又は住所」の記載があり、 提示時において有効なもの	各種健康保険被保険者証 各種共済組合の組合員証 年金手帳 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 介護保険被保険者証 地方公務員共済加入者証 その他官公署発行の書類等で「氏名」及び「生年月 日又は住所」の記載があり、提示時において有効な もの

【その他必要な書類】

- ・ 認可外保育施設を利用している児童で、認可保育施設の申込みをしていない場合(幼稚園利用は除く)
保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書
- 新3号認定に該当する場合は、以下についても当てはまる場合は必要書類の添付をお願いします。
- ・ 保護者が令和6年1月1日に阿波市に住民票がない場合
令和6年度市町村民税所得課税証明書
※個人番号(マイナンバー)を記載している場合は省略できます。
- ・ ひとり親家庭の場合
児童扶養手当の証書の写し

★申請書及び添付書類は、ホームページ掲載のほか、子育て支援課、学校教育課に備え付けています。

施設等利用給付認定の認定要件(基準)について

施設等利用給付認定を受ける保護者は下記のいずれかの理由が必要です。各認定要件に該当するかどうかについては、提出書類に基づき、審査を行います。

- ① 保護者・児童ともに阿波市に住民票がある。
- ② 児童の保護者が次のような理由により、児童を保育することができないと認められる場合に限る。

保育を必要とする理由	内容	提出書類
就労(月 48 時間以上)	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内就労等、基本的に全ての就労	就労証明書
母親の出産	母親が出産の前後(産前 8 週間・産後 8 週間)の場合(※1)	・出産要件に関する申立書 ・母子手帳の写し(分娩予定日が確認できる部分)
病気等	保護者が病気や心身に障がい等がある場合	・病気等の状況に関する申立書 ・診断書または障害者手帳の写し
病人の看護等	同居の親族を常時看護・介護している場合	・介護・就学等要件に関する申立書 ・診断書または介護認定等の写し
災害等	震災、風水害、火災等でその復旧に当たっている場合	・介護・就学等要件に関する申立書 ・罹災証明書等確認できる書類
求職活動	就労予定(求職活動中)の場合(起業の準備を含む)(※2)	・求職活動申立書 ・ハローワーク等の証明
就学、職業訓練等	就学している場合(職業訓練を含む)	・介護・就学等要件に関する申立書 ・在学証明書、学生証等の写し
児童虐待、DV 等	児童虐待や DV のおそれがある場合	・介護・就学等要件に関する申立書 ・内容が分かる証明書
育児休業	育児休業取得中に、既に保育施設を利用している児童の継続利用が必要である場合(※3) ※新規申込の児童は該当しません。	・育児休業取得証明書

※1 出産要件での認定については、出産(予定)日の8週間前から出産後8週間を経過する日の属する月末までが有効期間となります。

※2 求職活動中の方は、認定を受けた日より90日を経過する日の属する月末までが有効期間となります。有効期間内に就労されますと、認定期間が延長されます。(※就労証明書等の提出が必要です。)

※3 育児休業の要件については、認定を受ける以前より保育施設に継続して在籍している児童に限り適用となります。(育児休業の要件で一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合、無償化の対象にはなりません。)

◎ 申込み時に上の表の「保育を必要とする理由」を証明する書類が必要となります。

◎ 上記「保育の必要な理由」に該当しなくなった場合は、認定の取り消しとなります。(施設の利用継続は可能ですが、利用料については無償化の対象とはなりません。)

幼児教育・保育の無償化に関するQ&A

Q. 施設等利用給付認定（新1～新3号）がなくても無償化の対象になりますか？

A. 認定がなければ無償化の対象にはなりません。対象となる方は、必ず「施設等利用給付認定申請」を行い、認定を受けてください。

Q. 保育の必要性が認められ、施設等利用給付認定（新2号、新3号）を受けましたが、就学前まで継続されますか？

A. 「保育の必要性」については、要件が満たされていれば継続されます。また、年1回現況届により保育の必要性の確認を行います。（現況届の時期になりましたら、対象の方には個別にお知らせします。）

Q. 3～5歳児クラスに通う上の子どもが無償化の対象となった場合、これまで多子世帯等の軽減を受けていた下の子ども（0～2歳児クラス）の保育料はどうなりますか？

A. 多子世帯の軽減事業は引き続き行われますので、保育料に変更はありません。

Q. 保育の必要性が認定されて、阿波市内等の認可の保育所・認定こども園・幼稚園を利用していますが、病児病後児保育事業やファミリー・サポート・センターの利用料も無償化の対象になりますか？

A. 認可の保育所・認定こども園・幼稚園を利用している場合は、病児病後児保育事業やファミリー・サポート・センターなどの認可外保育施設の利用料は無償化の対象となりませんので、保護者の方の実費負担となります。

Q. 児童発達支援の通所施設と認可外保育施設等を併用しています。どちらも無償化の対象になりますか？

A. どちらも無償化の対象となります。ただし、認可外保育施設等の利用料について無償化の対象となるためには「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。児童発達支援については、手続きは必要ありません。

Q. 利用料（保育料）はどのように無償化（還付）されますか？

A. 償還払い（いったん全額支払い、後日、口座へ還付）となります。詳細や手続き方法については、認定通知書を送付する際にご案内します。

【お問い合わせ先】

阿波市 健康福祉部子育て支援課 ☎0883-36-6813

教育委員会学校教育課 ☎0883-36-8741

ホームページ <https://www.city.awa.lg.jp>

